

## 〈用語など資料の見方〉

1 「基準地番号」欄において、「(県)」とは県の基準地であることを示し、一連番号の前に付されている3、5及び9の見出し数字は、原則として当該基準地がそれぞれ宅地見込地(3)、商業地(5)及び工業地(9)であることを示し、見出し数字を付してないものは住宅地であることを示し、「(林)」とは林地であることを示します。

2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在地番を表示し、( )内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号(仮換地番号)等を表示しました。また、住居表示実施市町村の場合には、「 」内に表示しました。

なお、仮換地番号と住居表示の両方のある場合は、仮換地番号の表示を省略し、基準地が数筆にわたる場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示しました。

3 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積（土地の一部が借地である基準地については、当該借地の面積、土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地については、当該仮換地等の指定地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は、切り捨ててあります。

また、基準地の筆の一部が私道となっている場合は、その「地積」欄には私道部分を含めて全筆の地積を表示しました。

4 「基準地の形状」欄には、現況林地の基準地以外の基準地について、基準地の間口と奥行きのおおむねの比率(宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺とこの辺から対辺までの長さの比率)を左側に間口、右側に奥行きの順で表示しました。

なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形です。

5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字は、その階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してあります。）を表示しています。

鉄骨鉄筋コンクリート造………S R C

鉄筋コンクリート造………R C

鉄 骨 造………S

軽量鉄骨造………L S

ブロック造………B

木 造………W

6 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示しています。

なお、道路の種別は、次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は未舗装と特に表示しない限り舗装済みです。

- (1) 道路法の道路は、県道、市道等
- (2) 土地区画整理事業施行地区内の道路 ((1) 及び (3) を除く。) は、区画街路
- (3) 私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているものは、私道
- (4) その他の道は、道路

7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示しました。

- (1) 水道法による水道事業又は専用水道により供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示しました。
- (2) ガス事業法により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示しました。
- (3) 基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示しました。

8 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50 メートル未満の場合は、「近接」と表示しました。また、基準地が工場敷地で他の交通施設(幹線道路等)が価格形成に影響を及ぼしている基準地は、当該交通施設の名称及び基準地からその交通施設までの道路距離を表示しました。

9 「基準地に係る都市計画法その他法令に基づく制限で主要なもの」欄においては、次により表示しました。

- (1) 用途地域等は、次の略号で表示しました。なお、市街化区域は、特に表示していません。

第一種低層住居専用地域	1 低専
第二種低層住居専用地域	2 低専
第一種中高層住居専用地域	1 中専
第二種中高層住居専用地域	2 中専
第一種住居地域	1 住居
第二種住居地域	2 住居
準住居地域	準住居
近隣商業地域	近 商業
商業地域	商 業
準工業地域	準 工業
工業地域	工 業
工業専用地域	工 専
防火地域	防 火

準防火地域……………準 防  
市街化調整区域……………「調区」  
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域……（都）  
準都市計画区域……………「準都計」  
都市計画の定めのない地域……………「都計外」  
地域森林計画対象民有林……………「地森計」  
国定公園、県立公園の特別地域（林地のみ）……………県立公特別 等  
国定公園、県立公園の普通地域（林地のみ）……………県立公普通 等

(2) 用途地域及び都市計画区域内で用途地域の指定のない区域（林地を除く。）については、( ) 内の左側に指定建ぺい率を、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示しました。

10 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（平成 29 年 7 月 1 日）における状況により行いました。

11 \*は、地価公示の標準地（価格の判定の基準日 平成 29 年 1 月 1 日）と同一地点である基準地です。